

只見川圏域河川整備計画について

H25. 5. 31

福島県河川計画課

1. 現状

只見川圏域河川整備計画については、平成21年10月に策定されたが、平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨を踏まえ、平成25年度を目途に見直しを進めており現在、河川整備計画の基本となる計画高水流量の設定等について検討している。

2. 今後の進め方

1) 河川整備計画の基本事項整理

↓

2) 関係市町村への説明

↓

- 3) 只見川本川の整備内容や
河川整備計画原案の作成
- ←→ (関係市町村との協議・調整)
←→ (関係機関との協議・調整)

↓↑

4) 流域協議会の開催

(学識経験者や地元関係者より構成される流域協議会の意見を聞き、河川整備計画(案)を作成)

↓

5) 関係自治体との協議

(関係市町村からの意見聴取、只見川流域に該当する隣接県(新潟県、群馬県)との協議)

↓

6) 国への認可申請

↓

7) 国からの認可

(河川整備計画の策定)

↓

8) 河川改修事業の実施

(河川整備計画に基づき、緊急度の高い地区から順次、事業を実施)